

ロープウェイ・リフトの安全対策の推進

索道の運行・管理に関する行政評価・監視 (調査結果に基づく通知)

総務省北海道管区行政評価局(局長:加藤義彦)は、平成16年11月5日、索道の運行・管理に関する行政評価・監視の結果に基づき、ロープウェイ等の索道事業者に対する指導・監督について、国土交通省北海道運輸局に対し、より一層の指導の徹底を図るよう通知した。

この通知は、北海道管区行政評価局及び同函館行政評価分室が、平成16年4月から7月にかけて、道内123索道事業者のうち、主として通年的に営業している18事業者及び北海道運輸局を調査した結果、現存する設備の検査項目を整備細則に定めていない、定められた検査・点検の一部を行っていない、運転状況や教育・救助訓練の記録をしていない、運輸局の指導結果が反映されていないものがあるなど改善を要する事項が認められたことから、整備細則及び運転細則の規定内容の見直し、届出の励行、索道施設の検査・点検の適切化、運行管理等の適切化、索道事業者に対する保安監査の実施効果の確保について、北海道運輸局に対して改善を求めている。

1 背景事情

北海道内の観光地やスキー場に設置されている索道(ロープウェイ、リフト等)は、平成14年度末現在、387基(普通索道29基、特殊索道358基)となっており、年間で約6,400万人がこれを利用。

しかし、北海道内において、ほぼ毎年、索道の運転に係る人身事故が発生しているなど、索道事業者における安全運行の一層の確保が求められている。

2 調査実施期間:平成16年4月~11月

3 調査対象機関:北海道運輸局、索道事業者18事業者

4 調査担当:北海道管区行政評価局及び同函館行政評価分室

【問い合わせ先】

北海道管区行政評価局
第一部第二評価監視官室
電話:(代表)709-2311(内線3135)
:(直通)709-1804

調査結果の概要

1 整備細則及び運転取扱細則の規定内容の見直し、届出の励行

制度・仕組み

索道事業者は、国土交通省令に基づき整備細則、運転取扱細則を制定。
細則を変更しようとする場合は、地方運輸局長に届出

調査結果

【18 索道事業者を調査。うち11事業者が不適切】

搬器走行部、風速計等索道施設に現存する設備の検査項目を整備細則に定めていないもの（4事業者）

整備細則の規定内容に当該索道にない設備を規定していたり、整備細則内で整合性が保たれていない等のもの（4事業者）

異常気象時の運転方法に係る風速条件の一部が運転取扱細則から欠落しているもの（1事業者）

運転取扱細則に定める救助方法等が、当該索道の運行体制等の実態に即していないもの（7事業者）

運転取扱細則において、既に廃止された運転阻害事故発生時の北海道運輸局長への報告等が定められたままとなっているもの（4事業者）

整備細則を変更しているが、北海道運輸局長に届け出していないもの（1事業者）

通知内容

北海道運輸局は、細則内容の適切化、届出の励行を図る観点から、索道事業者に対し、以下の事項について指導の一層の徹底を図る必要がある。

細則内容の不整合等細則内容が不適切なものについては、見直し等を行い届け出ること

関係法令等の改正に合わせた細則の見直しが行われていない索道事業者に対して、必要な見直しを行い届け出ること

細則の変更を行う場合には、技術基準省令に従い適切に届け出ること

2 索道施設の検査・点検の適切化

制度・仕組み

索道事業者は、鉄道事業法、国土交通省令、告示等に基づき始業点検や定期（1ヵ月、3ヵ月、12ヵ月）の検査が義務付けられており、具体的な検査方法等は、整備細則に規定。検査の成績等は3年間保存。始業点検結果は1年間保存。

調査結果

【18索道事業者を調査】

（検査・点検の実施状況）・・・10事業者が不適切

技術基準告示や索道事業者が定める整備細則で行うこととしている検査・点検の一部を行っていないもの（2事業者）

索道施設の検査結果が不良であるにもかかわらず、改善措置を講じていないもの（1事業者）

検査記録等を保存していないもの（2事業者）

検査・点検結果の記載漏れ、記載ミス、索道技術管理者の押印漏れ等がみられるもの（8事業者）

（維持管理の状況等）・・・5事業者が不適切

旅客の遵守すべき事項が見つらい場所に掲示されているもの（1事業者）

乗降場における待機位置の表示が不十分なもの（1事業者）

搬器底に設置されている救助活動に必要な金具の一部が欠落しているもの（1事業者）

救助用具の設置場所を変更しているもの（2事業者）

通知内容

北海道運輸局は、索道施設の検査・点検等の適切化を図る観点から、索道事業者に対し、以下の事項について指導の一層の徹底を図る必要がある。

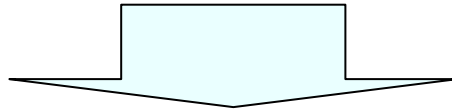
検査・点検の確実な実施、不良箇所の適切な整備、検査・点検結果の適切な記録・保存及び索道技術管理者による確認の励行を行うこと

索道施設を適切に維持管理すること

3 運行管理等の適切化

制度・仕組み

索道事業者は、国土交通省令に基づき、索道の運転の安全確保や救助作業方法を定め係員を訓練しておく義務。



調査結果

【18 索道事業者を調査】

(運行管理の状況)・・・2事業者が不適切

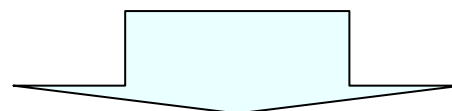
搬器出発時の合図等の手順について、運転取扱細則に定める運行手順を遵守していないもの(1事業者)

運転状況を記録していないもの(1事業者)

(教育・救助訓練の実施状況)・・・9事業者が不適切

教育・救助訓練の記録を保存していない又は記録内容が不十分なもの(7事業者)

より高さのある地点等救助条件の厳しい箇所においても訓練を実施すること及び救助訓練への参加者の拡大など、救助訓練内容の充実が望まれるもの(3事業者)



通知内容

北海道運輸局は、索道の安全運行を確保し事故対策の充実を図る観点から、索道事業者に対し、以下の事項について指導の一層の徹底を図る必要がある。

索道の運行管理を一層適切に行うこと

教育・救助訓練の実施状況を適切に記録・保管するとともに、教育・救助訓練の一層の充実に努めること

4 保安監査の実施効果の確保

制度・仕組み

北海道運輸局では、国土交通省令等に基づき保安監査を実施し、改善すべき事項が認められた索道事業者に対しては改善措置内容の回答を求める。監査の周期は、ロープウェイなど普通索道6年、リフトなど特殊索道7～8年。

調査結果

【18索道事業者を調査。うち5事業者が不適切】

5索道事業者において、指摘された事項の改善が図られていない、あるいは、指摘された事項が再発している状況が認められた。

(例1)

北海道運輸局が平成15年1月に実施した保安監査において、「教育内容及び指示事項については、具体的に記録し資料とともに保存されたい。」との指摘(口頭)を受け、索道事業者では監査1週間後に改善したとの電話連絡をしているが、今回の当局調査においても平成15年度の教育訓練記録を保存しておらず指摘事項の改善が図られていない。

(例2)

北海道運輸局が平成15年6月に実施した保安監査において、「救助設備のポールについて、工事計画書記載の配置と異なる。」との指摘(勧告)を受け、索道事業者では、改善したとしているが、今回の当局調査においても、救助設備が工事計画書どおりの配置となっておらず指摘事項が再発している。

また、平成15年度に保安監査を受けた22索道事業者のうち、今回、当局が調査対象としたのは3索道事業者であるが、当該年度の保安監査で北海道運輸局が他索道事業者に指摘している内容と類似する事例が、前述の項目1～3において計6事例あり。

通知内容

北海道運輸局は、保安監査の実効性をより確保する観点から、以下の措置を講じる必要がある。

保安監査で索道事業者に指摘した事項の改善や再発防止について、例えば改善報告のフォローアップや研修会の場等を通じて周知を図るなどにより、索道事業者に対し、指導の一層の徹底を図ること

索道事業者全般に類似の不適切事例があるとみられる事項については、例えば研修会の場等を通じて自主点検を促すなど更に指導を徹底すること